

(平成23年3月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成14年4月から同年6月までは19万円、同年7月から同年9月までは20万円及び同年10月から15年3月までは19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年4月1日まで

申立期間について、給与の支給額と保険料控除額が確認できる給与明細書があるので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を、正しい記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成14年4月から同年9月までの期間について、申立人が所持する給与明細書により、申立人はオンライン記録の標準報酬月額（11万8,000円）を超える標準報酬月額（20万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるとともに、当該期間のうち、同年4月から同年6月までの期間については、総支給額に見合う標準報酬月額（19万円）が保険料控除額に見合う標準報酬月額（20万円）より低いことが確認できる。

また、申立期間のうち、平成14年10月から15年3月までの期間について、申立人が所持する給与明細書により、申立人はオンライン記録の標準報酬月額（12万6,000円）を超える標準報酬月額（19万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるとともに、当該期間の総支給額に見合う標準報酬月額は、14年10月は20万円、同年11月から15年3月までは19万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基

づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書で確認できる総支給額から、平成14年4月から同年6月までは19万円とし、給与明細書で確認できる保険料控除額から、同年7月から同年9月までは20万円及び同年10月から15年3月までは19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおり標準報酬月額を届け出たと認めていることから、社会保険事務所（当時）は、給与明細書で確認できる総支給額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②、③及び④において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間における標準賞与額の記録を、申立期間②は20万円、申立期間③は13万円及び申立期間④は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月9日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年8月7日
④ 平成16年12月18日

申立期間①から④までについて、支給された賞与額と年金記録の標準賞与額が相違しているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、申立人が所持する賞与明細書により、申立人は当該期間において、その主張する標準賞与額（申立期間②は20万円、申立期間③は13万円及び申立期間④は15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の賞与より低い標準賞与額を届け出たことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人が所持する賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録の標準賞与額と一

致していることが確認でき、ほかに申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①についてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 1 日から 17 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が20万円とされているが、当時の給与額は毎月約60万円であったと記憶している。
給与振込口座の記録もあるので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、平成15年12月から16年8月まで、申立人が主張する62万円と記録されていたところ、16年8月4日付けで、申立人の資格取得日(15年12月1日)に遡って20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所においては、役員6人を含む従業員29人全員についても、申立人と同様に平成16年8月4日付けで、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、当該遡及訂正処理について、B信用金庫から提出された申立人の給与振込口座の「預金取引明細表」及びC市から提出された「所得及び課税額証明書」によると、申立期間における申立人の給与額が引き下げられた状況は見当たらない上、当該給与額は、おおむね申立人の主張する金額(60万円)であったものと推認できる。

また、滞納処分票によると、当該事業所は、当該遡及訂正処理が行われた当時、厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、当該遡及訂正処理が行われた日以降の期間については、平成16年9月21日付け定時決定処理において、申立人の標準報

酬月額、同年9月から20万円と記録され、申立人の資格喪失日（17年4月1日）まで継続している。

しかしながら、当該定時決定に係る報酬月額算定基礎届の処理日（平成16年9月21日付け）は、上記遡及訂正処理日（同年8月4日付け）と近接しており、上記のとおり、当該遡及訂正処理が行われた日以降の期間についても、申立人の給与額は、おおむね申立人の主張する金額であったものと推認できる。

また、上記滞納処分票によると、当該事業所は、当該定時決定当時から引き続き厚生年金保険料等を滞納しており、当該滞納保険料及び毎月発生する保険料の納入方法について、社会保険事務所と協議していた状況がうかがえるところ、前述の標準報酬月額の遡及訂正処理により遡って減額された保険料について、当時滞納していた平成16年5月分と同年6月分、及び当該遡及訂正処理以降に発生した同年7月分と同年8月分、並びに当該定時決定により発生した同年9月分の保険料に充当されていることが確認できることから、同年9月21日付けで行われた定時決定処理は、同年8月4日付けで行われた遡及訂正処理に連動して、社会保険事務所の関与の下に行われた処理の結果であると考えることが妥当である。

したがって、平成16年8月4日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理及びその後同年9月21日付けで行われた標準報酬月額の定時決定処理は、滞納保険料の減額を目的として行われた処理であり、事実上即したものと考えるのが難しく、申立人について、標準報酬月額の減額訂正処理及びそれに続く定時決定を行う合理的な理由があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から同年5月1日まで
年金記録を確認したところ、B社に勤務した期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。

申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務しており、申立期間の継続勤務を確認できる人事記録を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録、B社から提出された社員カード及び同社の回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、B社から提出された社員カードによると、申立人は、昭和46年3月29日付けで同社C支社から同社本社に異動しており、申立期間において既に同社本社に勤務していたことがうかがえることから、同社本社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したこと及び申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 926

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで
昭和 36 年 6 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで A 社に B として住み込みで勤務したが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主の証言により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 57 年 10 月 13 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、事業主は、「申立期間当時は、従業員は 3 名のみで適用事業所ではなかった。当時の会社の決算書を見ても社会保険料控除の科目はなく、申立人の給与から保険料を控除するはずがない。」と供述しており、当該事業主も申立期間における被保険者記録が確認できない。

さらに、オンライン記録等により、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月 1 日以降の期間において国民年金に加入し、当該保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 4 月から 26 年 3 月まで
昭和 22 年 12 月に戦地から戻り、義兄である A 社の専務の紹介で、B 村農協の裏にあった経済連の C 農機具工場で、D や E の仕事を行っていた。
勤めていたことは確かであり、年金記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業所台帳等によると、申立てに係る事業所は、C 郡 B 村（現在は、F 市）の G 県農業会 H 農機具工場 C 分工場（昭和 23 年 9 月 1 日に G 県購買農業協同組合連合会 C 農機具工場となり、24 年 5 月 14 日に F 市に移転）であると推認されるところ、元同僚等の証言により、勤務した時期及び期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の社会保険事務担当者は、「申立人を何となく覚えているが、B 村の工場に 2、3 か月しかいなかったと思う。当時は臨時の人も多く、入社から半年ぐらい様子を見て、継続して勤務する意思があれば正式な職員にしていたので、それまでに辞めると被保険者資格取得の手続きは取らなかった。C 農機具工場の職員名簿を見ても、申立人の名前は載っていない。」と証言している。

また、元同僚は、「私は、工場が F 市に移転（昭和 24 年 5 月）する前に退職した。申立人は、私が辞める頃入ってきて、一緒に働いたのは 3、4 か月だった。申立人に記録が無ければ臨時だったかもしれない。」と証言している。

さらに、平成 13 年 4 月 1 日に G 県経済農業協同組合連合会（G 経済連）と合併した全国農業協同組合連合会 G 県本部では、「G 経済連は、昭和 25 年 8 月 1 日に、G 県販売農業協同組合連合会、G 県購買農業協同組合連合会及び G 県農林工業利用農業協同組合連合会の 3 つを併せ成立した。申立期間当時の関係

資料は廃棄済みのため、申立人の在籍等は何も分からない。」と回答している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、申立期間の健康保険の記号番号は連番で欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人も、実際のくらい勤務したかはっきり覚えていないとしており、当該事業所での勤務期間に係る記憶が明確でない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。